

特定給食施設栄養報告書（様式5号） 記入要領

特定給食施設栄養報告書は、福岡県規則（福岡県健康増進法施行細則）に基づき、給食施設の栄養管理状況について、施設の管理者が提出するものです。

- ★ 給食を委託している場合は、把握している内容等により、施設側の担当者と委託先の担当者の両者が協力して作成してください。
- ★ 栄養報告書の提出部数は1部ですが、提出した報告書の写し(コピー)を施設において必ず保管してください。
- ★ 様式は所管の保健福祉環境事務所で配布しています。また、福岡県のホームページからダウンロードすることもできます。

◆ 報告書に関する根拠法令等：

「福岡県健康増進法施行細則」（平成15年5月12日福岡県規則第34号）

第6条 特定給食施設の管理者は、毎年2月及び7月に実施した給食について、特定給食施設栄養報告書を作成し、当該給食実施月の翌月の10日までに保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。

<報告書の年月>

報告書の該当年を記入し、「2・7月分」について、2もしくは7を○で囲む。

<施設名>

特定給食施設開始届(または変更届)による名称を記入する。

(例：○○法人 △△会 施設名)

<管理者名>

管理者名を記入する。

<作成者名>

この特定給食施設栄養報告書を作成した従事者の氏名を記入する。問合せする場合があるので、必ず記入すること。

1. 施設の種類

別表「施設の種類一覧」に基づき、該当するものを○で囲む。

2. 所在地

施設の郵便番号及び所在地を記入する。

3. 連絡先

電話番号、ファックス番号は、担当者直通を記入する。

(ただし、直通番号がない場合は、代表電話番号等を記入し、内線番号があれば()書きで記載すること。)

E-mail アドレスは、常にチェックをしているアドレスを記入すること。

4. 運営方法

直営・委託・一部委託のいずれかに○をつける。委託の場合は委託先名称を、一部委託の場合は委託先名称と委託内容を記入する。

5. 対象者別給食数

報告月15日（土・日・祝日に当たる場合は一番近い平日）現在の患者、入所者等、職員、その他提供している施設等のそれぞれの定員及び給食数を「朝」、「昼」、「夕」、「その他」に区分して記入する。

また、通所リハビリテーションやデイサービスの給食及び配食サービスや他施設への配食を行っている場合は、「その他」にそれぞれの給食数を記入すること。

6. 食事提供時間

給食開始時間を記入する。なお、時間差がある場合は、以下の(例)のように記入する。
(例) Aグループ 11:30～、Bグループ 11:40～の場合：「11:30～11:40」と記入する。

7. 食種別給食数

記入例を参照し、5.で記入した給食数の内訳を、食種ごと及び形態ごとに記入する。

8. 従事者数

職種ごとに、施設側、委託側それぞれ常勤、常勤以外に分けて、従事者数を記入する。

9. 栄養アセスメント

「身長」「体重」「アルブミン値」等について、測定頻度及び評価方法・対策等を記入する。他に測定している項目があれば、項目欄に追加して記入する。

10. 特記事項

(1) 栄養管理会議の状況（報告月又は直近の会議）

施設における給食関係会議の状況について記入する。
(ただし、毎日の打ち合わせや朝礼等は含まない。)

(2) 嗜好調査、給食に関する職員研修

実施頻度を記入する。

(3) 喫食（残食）調査

個人ごとに行っているか、給食対象者分を一括して調査しているか、どちらかに○をつける。その上で、調査の頻度を記入する。

(4) 適温給食の方法

いずれかに、○をつける。その他の場合は、その方法を（ ）に記入する。

(別表) 施設の種類一覧

施設分類	施設名
病院	病院
介護老人保健施設	介護老人保健施設
介護医療院	介護医療院
老人福祉施設	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム * 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅も含む
社会福祉施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設、婦人保護施設、障害者支援施設